

ヘルパーステーションあゆみ

じゅう よう じ こう せつ めい しょ
重 要 事 項 説 明 書

_____様

株式会社 あかり

ヘルパーステーションあゆみ

ヘルパーステーションあゆみ重要事項説明書

令和6年10月25日

利用者である_____様に訪問介護および第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当 サービス）（以下「第一号訪問事業」といいます）の提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

- ①事業所の名称：ヘルパーステーションあゆみ
- ②所在地：鳥取県西伯郡伯耆町大殿1089-8
- ③法人種別：株式会社
- ④法人代表者：富田 孝子
- ⑤介護保険事業者番号：3171500865
- ⑥通常のサービス実施地域：西伯郡伯耆町、西伯郡南部町、西伯郡日吉津村、西伯郡大山町、米子市です。（この地域以外の方で、ご希望でしたらご相談ください。）
- ⑦連絡先：電話番号0859-68-6060 担当 森安 祐子

2. 訪問介護および第一号訪問事業の事業目的と運営方針

（事業の目的）

株式会社あかりが開設する指定訪問介護および第一号訪問事業、事業所が行う指定訪問介護および第一号訪問事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の介護福祉士等の訪問介護員が、要介護状態等にある高齢者等に対し、適正な指定訪問介護および第一号訪問事業を提供することを目的とします。

（運営の方針）

- ① 事業所の訪問介護員は、利用者が要介護状態等となった場合でも、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事、その他生活全般にわたる援助を行います。
- ② 訪問介護および第一号訪問事業の職員は、事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者 (サービス提供責任者、訪問介護員と兼務します)	介護福祉士	1名		管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問介護および第一号訪問事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、自も指定訪問介護および第一号訪問事業の業務の提供に当たるものとします。
訪問介護員	ヘルパー 2級以上	1名 以上	1名 以上	訪問介護サービス計画(第一号訪問事業計画)に沿った援助を行います。

管理者氏名：森安 祐子 (もりやす ゆうこ)

4. 営業日及び営業時間

営業日	365日とします。
営業時間	24時間営業

5. 利用料金

①利用料

介護保険からの給付での訪問介護および第一号訪問事業サービスを利用する場合は、原則として下記に示す、単位数に10円をかけた金額の利用者負担割合に応じた額が利用料となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(訪問介護の介護給付費)

		所要時間				
		身体介護が中心の場合	20分未満 (夜間・深夜・早朝のみ)	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上
訪問 介護 費	身体介護が中心の場合	163単位	244単位	387単位	567単位	82単位
	生活援助が中心の場合	所要時間				
		20分以上 45分未満			45分以上	
	生活援助が中心の場合	179単位			220単位	

(第一号訪問事業の介護給付費)

訪問型独自サービス	内容		単位数
	ひと月あたり	1週に週1回程度の場合	1,176 単位
		1週に週2回程度の場合	2,349 単位
		1週に週3回程度の場合	3,727 単位
1回あたり	① 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位/1回	
	② 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間 20分以上 45分未満の場合 (二) 所要時間 45分以上の場合	179 単位/1回 220 単位/1回	
	③ 短時間の身体介護が中心である場合	163 単位/1回	

初回加算 200 単位/月

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行なう場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合

介護職員等処遇改善加算 Ⅲ 18.2%

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算

緊急時訪問加算 100 単位/回

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行なった場合

訪問介護と訪問リハビリテーション連携加算 100 単位

利用者の在宅における生活機能向上を図るため、サービス提供責任者が訪問リハビリテーションの理学療法士等と連携し、訪問介護計画を作成した場合

※同一建物減算について

: 所定定数の 90%

(事業所と同一建物に居住する場合)

: 所定定数の 88%

(事業所と同一建物に居住しかつ事業所の同一建物内提供割合 90%以上)

: なし

※ 介護保険では、介護給付費を「単位」ごとに表しています。1単位に10円（全国を1・2・3・4・5・6級地・その他の7地区に分けて、その地区ごとに1単位あたりの単価を決めています。鳥取県は「その他」ですので1単位10円です）かけた額の9割が介護保険の給付の対象となります。

※ その他加算される部分（注：必ず加算されるものではありません）

- 2人派遣の場合 厚生大臣が定める要件を満たした場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して訪問介護および第一号訪問事業を行ったときは、所定の単位数の200%で算定します。

【厚生大臣が定める要件】 1. 利用者又は家族の同意を得て行う

2. 次のいずれかに該当すること

ア 体重の重いもの

イ 暴力行為などが見られる利用者

ウ その他適当と認められる場合

- 早朝・夜間加算として、午前6時～8時、午後6時～10時に行った場合、所定単位数の25%を加算します。
- 深夜加算として、午後10時～翌朝の午前6時までに行った場合は、所定単位数の50%を加算します。
- 特別地域訪問加算（離島等にある事業所から訪問介護および第一号訪問事業を行った場合）として、所定単位数の15%を加算します。

② 交通費

1. の④の「通常の実施地域」にお住いの方は無料です。

通常の実施地域以外から片道概ね20km未満	200円（片道）
通常の実施地域以外から片道概ね20km以上	400円（片道）

③ キャンセル料

キャンセル料はいただきませんが、キャンセルされる場合は、早めに当事業所にご連絡ください。

④ 当事業所を変更される場合の解約料

当事業所の変更をご希望の場合、文書にて利用者はいつでも契約を解約することができます。又変更かわかる解約の料金は、一切かかりません。

⑤ 利用料金の支払方法

利用料金の支払方法は、月ごとの精算とし、毎月10日までに、サービス提供日、前月の利用料等の内訳を記載した利用料金明細書を作成し、請求書に添付して送付しますので、請求書発行後15日以内にお支払いください。お支払いは、直接当事業所に、ご利用者又はご家族がお支払いください。（他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出下さい。）

※ 訪問介護および第一号訪問事業サービスの都合、ご利用者又はご家族の同意を得てサービス提供に必要な範囲で消耗品や、器具、材料等使用します。

6. 訪問介護および第一号訪問事業の開始と終了について

開始……契約書の提出によって開始します。

終了……①利用者のご都合で終了する場合：所定の用紙がありますのでお申し出下さい。

②業者の都合で終了する場合：人員不足等やむをえない事情により、契約を終了させていただく場合は、1ヶ月までに文書で通知すると共に他の訪問介護及び第一号訪問事業の事業所をご紹介します。

③自動終了

以下の場合双方の通知がなくても自動的に終了いたします。

ア 介護保険施設に入所・入院された場合。

イ 介護保険の認定区分が非該当（自立）と変更になった場合。

ウ 利用者がお亡くなりになった場合。

※ 事業者は、利用者や家族などが故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善も見込みがなく、介護保険法に定める訪問介護および第一号訪問事業の目的を達することが不可能となったとき、14日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。

※ 利用者が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

7. 問い合わせ及び苦情窓口

① 当事業所における苦情の受付

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情の窓口を設けております。

相談窓口：ヘルパーステーション あゆみ

担当者：(管理者) 森安 祐子

電話：0859-68-6060

② 行政機関その他苦情受付機関

• 南部箕蚊屋広域連合

住 所 : 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377-1
電 話 : 0859-39-6222
FAX : 0859-39-6223
受付時間: 月曜日~金曜日 午前8:30~午後5:00
(但し、国民の祝日、振替休日、12月29日~1月3日は除きます)

南部地域包括支援センター

電話 : 0859-66-5524
FAX : 0859-66-5523

伯耆地域包括支援センター

電話 : 0859-68-4632
FAX : 0859-68-3866

日吉津地域包括支援センター

電話 : 0859-27-5932
FAX : 0859-27-0903

• 大山町役場

住所 : 〒689-3211 西伯郡大山町御来屋328
電話 : 0859-54-3111
FAX : 0859-54-2702
受付時間: 月曜日~金曜日 午前8:30~午後5:00
(但し、国民の祝日、振替休日、12月29日~1月3日は除きます)

• 米子市役所

住所 : 〒683-8686 米子市加茂町1-1
電話 : 0859-22-7111
受付時間: 月曜日~金曜日 午前8:30~午後5:00
(但し、国民の祝日、振替休日、12月29日~1月3日は除きます)

• 鳥取県国民健康保険団体連合会

住 所 : 〒680-0011 鳥取県鳥取市立川町6-176
電 話 : 0857-20-2100 (介護サービス苦情・相談窓口)
FAX : 0857-26-8368
受付時間: 月曜日~金曜日 午前8:30~午後5:00
(但し、国民の祝日、振替休日、12月29日~1月3日は除きます)

8. 緊急時の対応方法

利用者の主治医及び家族等に連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先、居宅介護支援事業者に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	医療機関名	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関名	医療機関名	大山リハビリテーション病院
	院長名	富田 昌宏
	所在地	鳥取県西伯郡伯耆町大原 927-1
	電話番号	0859-68-4111
	診療科目	内科・リハビリテーション科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	無し
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

9. 事故発生時の対応

利用者に対する訪問介護および第一号訪問事業の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対する訪問介護および第一号訪問事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

10. 秘密保持

事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。事業所は、従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

事業者は、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ます

1 1. 訪問介護および第一号訪問事業計画

サービス提供責任者は、訪問介護および第一号訪問事業計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、利用者の同意を得ます。

サービス提供責任者は訪問介護および第一号訪問事業計画を作成した際には、当該訪問介護および第一号訪問事業計画を利用者に交付し、訪問介護および第一号訪問事業を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記載するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供します。

1 2. その他

訪問介護員は、

- ・ 医療行為を行うことができません。
- ・ 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭を取り扱うことはできません。
- ・ ご利用者のための家事・介護を行う業務なので、庭の草刈りや他の家族の食事の用意などをすることはできません。
- ・ 同居家族の食事の用意や買い物、おせち料理など作ることは出来ません。
- ・ 留守のお宅に訪問し、サービスを行うことは出来ません。
- ・ 鍵の管理をする事は出来ません。
- ・ 大掃除（ワックスがけ、ガラス拭き、家具の移動など）をする事は出来ません。

令和 年 月 日

当事業者は、訪問介護および第一号訪問事業の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地 〒689-4121
鳥取県西伯郡伯耆町大殿1089-8

名 称 ヘルパーステーションあゆみ 印

説 明 者 森安 祐子 印

職 名 管理者